

## 来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県外から県内への移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知。以下、「実施要綱」という。）に基づき、市町村が支援事業を行う場合に、市町村に対して交付するものとし、その額は、1件当たり次の各号に定める額の合計とし、100万円を上限とする。

ただし、支援事業による補助額と本事業による補助金を合算した額は、実施要綱第6条に規定する経費の2分の1以内とする。

(1) 補助基本額

支援事業による補助額と同額とする。ただし、70万円を上限とする。なお、支援事業による補助額には国費は含まないものとする。

(2) 地域活性化要件加算額

支援事業において、地域活性化等を促進するために、次のアからエのいずれかに定める要件を設けており、かつ、県外移住者が当該要件を満たしている場合には、1要件毎に10万円を補助基本額に加算する。ただし、加算額の合計額は補助基本額以内とし、30万円を上限とする。

ア 県外移住者の年齢や世帯構成に関する要件

イ 就業や雇用の促進に係る施策との連携に関する要件

ウ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件

エ 脱炭素化や省エネルギー化に関する要件

2 補助金総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、支援事業において、市町村長が県外移住者に対して補助金の交付を決定する前までとする。

2 規則第4条第2項第1号の収支予算書は、市町村予算議決書等の写しをもって代えることができるものとし、同項第2号に規定する別に定める書類は、市町村が定める支援事業に係る交付要綱等とする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の提出部数は1部とする。

（補助金の交付決定及び条件）

第4条 規則第7条の通知は、第2号様式によるものとする。

（変更承認の申請等）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、来て ふくしま 住宅取得支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、来て ふくしま 住宅取得支援事業実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合は、規則第14条の規定により、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金額確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた市町村は、来て ふくしま 住宅取得支援事

業補助金交付請求書（第 6 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 1 0 条 規則第 1 8 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間については、1 0 年とする。

（状況報告）

第 1 1 条 市町村は、事業完了日の属する年度の翌年から起算して 3 年間における県外移住者の定住の継続状況を第 7 号様式により毎年度末に県に報告しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第 1 2 条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

（権限の委任）

第 1 3 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は所管の福島県建設事務所に委任する。

（その他）

第 1 4 条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）

（2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 8 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

〇〇第 号  
令和 年 月 日

福島県 建設事務所長

市町村長

来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり来て ふくしま住宅取得支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業の内容

県外から県内への移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成を図るため、県外移住者の住宅取得に対して、補助金等を交付する。

2 事業計画及び補助金の算出基礎

県外移住 件数	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	

(事業費内訳)

事項		金額	件数	計	備考	
県補助金	補助基本額	円		円		
	地域活性化要件 加算額	ア	100,000			
		イ	100,000			
		ウ	100,000			
		エ	100,000			
市町村費						
その他						
事業費計						

※ 地域活性化要件加算額は30万円を上限とする。

3 事業着手及び完了予定年月日

着手予定 令和 年 月 日

完了予定 令和 年 月 日

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：

(添付書類)

当該事業に係る予算議決書等の写し

支援事業の補助金交付要綱等

その他知事が必要と認める書類

第2号様式

福島県指令 第 号

市 町 村

令和 年 月 日付けで申請のありました平成 年度来て  
ふくしま住宅取得支援事業補助金については、福島県補助金等の  
交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下規則とい  
う。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付する。

令和 年 月 日

福島県 建設事務所長 ○○ ○○

記

- 1 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

交付決定済額	今回交付決定額	計

- 2 補助金を充当する事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分  
は、交付申請書記載のとおりとする。

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、この補助金に係る法令、国及び県の規則、要綱、  
要領、基準等の定めに従わなければならない。  
(2) 規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる事項は、この補  
助金の交付条件となるものとする。

第3号様式

〇〇第 号  
令和 年 月 日

福島県 建設事務所長

市町村長

来て ふくしま 住宅取得支援事業変更（中止・廃止）承認申請書  
下記により令和 年度来て ふくしま 住宅取得支援事業の事業計画  
を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号  
年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

第4号様式

〇〇第 号  
令和 年 月 日

福島県 建設事務所長

市町村長

来て ふくしま 住宅取得支援事業実績報告書

令和 年度において、下記のとおり来て ふくしま 住宅取得支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項により、その実績を報告します。

記

1 事業の内容

県外から県内への移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成を図るため、県外移住者の住宅取得に対して、補助金等を交付する。

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3 補助金の算出の基礎

県外移住 件数	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	

※ 事業費内訳は別表のとおり

4 事業着手及び完了年月日

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

(添付書類)

(1) 県外移住者が市町村に提出した補助金交付申請書等の写し

(2) 市町村が行った検査調書等の写し

(3) 実施した支援事業の内容が確認できる資料

- ア 移住後の住民票の写し
  - イ 登記事項証明書
  - ウ 工事契約書等の写し
  - エ 対象住宅の平面図、写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

別表（事業費内訳）

※県外移住件数 1 件ごとに記入すること

補助対象者氏名 \_\_\_\_\_

従前の居住地（都道府県名） \_\_\_\_\_

事項		金額（円）	備考
県補助金	補助基本額		
	地域活性化 要件加算額	ア	
		イ	
		ウ	
		エ	
市町村費			
その他			
事業費計			

補助対象者氏名 \_\_\_\_\_

従前の居住地（都道府県名） \_\_\_\_\_

事項		金額（円）	備考
県補助金	補助基本額		
	地域活性化 要件加算額	ア	
		イ	
		ウ	
		エ	
市町村費			
その他			
事業費計			

第5号様式

〇〇第 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

福島県

建設事務所長

印

来て ふくしま 住宅取得支援事業 補助金額確定通知書  
令和 年 月 日付けで完了実績報告のあった標記事業について、来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 確定金額  | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付済金額 | 円 |
| 4 返還金額  | 円 |

第6号様式

〇〇第 号  
令和 年 月 日

福島県 建設事務所長

市町村長

来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付請求書  
令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額	円
今回請求額	円
残額	円

第7号様式

令和 年 月 日

福島県〇〇建設事務所長 様

市町村長

来て ふくしま 住宅取得支援事業完了後の定住の状況について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

1 事業完了から定住の状況について

県外移住 件数	定住状況 確認件数	現在、定住していない場合は、 理由を下欄に記載してください。

※定住していない場合は、補助金返還を求める場合があります。